

○経済産業省告示第百五十一号
 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第五号の規定に基づき、同号の業種を次のように指定する。
 平成二十年七月一日

経済産業大臣臨時代理
 国務大臣 若林 正俊

指定業種	業種名	番号
1	指定業種	
1	素材生産業、素材生産サービス業	四十二
2	砂・砂利・玉石採取業	四十二
3	一般土木建築工業業	四十三
4	土木工業業（造園工業業、しゅんせつ工業業及び舗装工業業を除く。）	四十四
5	造園工業業	四十五
6	舗装工業業	四十六
7	建築工業業（木造建築工業業を除く。）	四十七
8	木造建築工業業	四十八
9	建築リフォーム工業業	四十九
10	大工工業業	五十
11	とび・土工・コンクリート工業業	五十一
12	鉄骨工業業	五十二
13	鉄筋工業業	五十三
14	石工・れんが・タイル・ブロック工業業	五十四
15	左官工業業	五十五
16	金属製屋根工業業	五十六
17	板金工業業	五十七
18	建築金物工業業	五十八
19	塗装工業業（道路標示・区画線工業業を除く。）	五十九
20	道路標示・区画線工業業	六十
21	木工工業業	六十一
22	内装工業業	六十二
23	ガラス工業業	六十三
24	金属製建具工業業	六十四
25	木製建具工業業	六十五
26	屋根瓦工業業（金属製屋根瓦工業業を除く。）	六十六
27	防水工業業	六十七
28	はつり・解体工業業	六十八
29	カーテンウォール工業業	六十九
30	電気工業業	七十
31	電気通信・信号装置工業業	七十一
32	管工業業（さく井工業業を除く。）	七十二
33	機械器具設置工業業	七十三
34	築炉工業業	七十四
35	熱絶縁工業業	七十五
36	道路標識設置工業業	七十六
37	さく井工業業	七十七
38	水産練製品製造業	七十八
39	塩干・塩蔵品製造業	七十九
40	綿紡績業	八十
41	ねん糸製造業	八十一
42	綿・スフ織物業（綿・スフ織物のたて糸のり付業、整理業、紋紙製造業、箆通し業及び綜こう通し業を含む。）	八十二
43	絹織物業（絹織物のたて糸のり付業、整理業、紋紙製造業、箆通し業、う通し業及び巻糸業を含む。）	八十三
44	綿・スフ・麻織物業（機械染色業、織物手加工染色整理業、毛織物業、織物機械染色整理業、綿状繊維・糸染色整理業、ニット・レース染色整理業、織維雑品染色整理業、漁網製造業、その他の網地製造業、組ひも製造業、模様形製造業、織物業（不織布製及びレトス製を含む。）外、衣・シャツ製造業（和式を除く。）	八十四
45	ニット製外衣・シャツ製造業	八十五
46	下着類製造業	八十六
47	和装製品製造業（足袋製造業、織維製草履・同附属品製造業を含む。）	八十七
48	靴下製造業	八十八
49	帽子製造業（帽体を含む。）	八十九
50	毛皮製衣服・身の回り品製造業（卸売業を含む。）	九十
51	布団製造業	九十一
52	タオル製造業	九十二
53	一般製材業	九十三
54	単板（ベニヤ板）・合板製造業	九十四
55	床板製造業	九十五
56	木材チップ製造業	九十六
57	造作材製造業（建具を除く。）	九十七
58	集材製造業	九十八
59	建築用木製組立材料製造業	九十九
60	パーティクルボード製造業	百
61	銘板・銘木製造業	百一
62	木材製品処理業	百二
63	木製家具製造業（漆塗りを除く。）	百三
64	金属製家具製造業（金属製流し台、調理台、ガス台製造業に限る。）	百四
65	宗教用具製造業	百五
66	建具製造業	百六
67	壁紙・ふすま紙製造業	百七
68	繊維板製造業	百八
69	けい酸肥料製造業	百九
70	にかわ製造業	百十
71	接着剤製造業	百十一
72	プラスチックインフレーションチューブ製造業	百十二
73	プラスチック床材製造業（加工業を含む。）	百十三
74	強化プラスチック製浄化槽製造業	百十四
75	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	百十五
76	なめし革製造業（卸売業を含む。）	百十六
77	革製履物用材料・同附属品製造業	百十七
78	革製履物製造業	百十八
79	革製手袋製造業	百十九
80	かばん製造業	百二十
81	袋物製造業	百二十一
82	毛皮製造業	百二十二
83	服装用革ベルト製造業	百二十三
84	板ガラス加工業	百二十四
85	ガラス製加工素材製造業	百二十五
86	ガラス容器製造業	百二十六
87	理化学用・医療用ガラス器具製造業	百二十七
88	卓上用・ちゆう房用ガラス器具製造業	百二十八
89	ガラス繊維・同製品製造業（短繊維・短繊維製品製造業に限る。）	百二十九
90	その他のガラス・同製品製造業	百三十
91	生コンクリート製造業	百三十一
92	コンクリート製品製造業（コンクリートパイプ製造業、コンクリート管製造業、空洞コンクリートブロック製造業、プレストレストコンクリート製品製造業、道路用コンクリートブロック製造業、護路用コンクリートブロック製造業に限る。）	百三十二
93	その他のセメント製品製造業	百三十三
94	粘土かわら製造業	百三十四
95	食卓用・ちゆう房用陶磁器製造業（絵付業を含む。）	百三十五
96	陶磁器製置物製造業（絵付業を含む。）	百三十六
97	陶磁器製タイル製造業	百三十七
98	陶磁器用はい（坏）土製造業	百三十八
99	砕石製造業	百三十九
100	石工品製造業（建築用石材製造業に限る。）	百四十
101	石こう（膏）製品製造業（石こうボード製造業に限る。）	百四十一
102	うわ（釉）薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものに限る。）	百四十二
103	陶磁器質タイル用釉薬製造業	百四十三
104	可鍛鉄製造業	百四十四
105	鉄鋼シャースリット業	百四十五
106	鋳鉄異形管製造業	百四十六
107	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む。）	百四十七
108	一般用缶製造業	百四十八
109	その他の金物類製造業（建築用金物製造業、建具用金具製造業、錠前製造業、かぎ製造業、戸車製造業、錠前製造業、ローザ・ヒンジ製造業に限る。）	百四十九
110	建設用金属製品製造業（鉄骨製造業に限る。）	百五十
111	建築用金属製品製造業（建築用金物を除く。）	百五十一
112	溶融めつき業（表面処理鋼材製造業を除く。）	百五十二
113	木材加工機械製造業	百五十三
114	レンジフード製造業（卸売業を含む。）	百五十四
115	船舶用機関（船用内燃機関のうち千馬力以上を除く。）又は船舶用品（ポンプ、電気機器及び係船・荷役機械を除く。）の製造又は修理業	百五十五
116	自転車・同部分品製造業	百五十六
117	眼鏡製造業（枠を含む。）・眼鏡部分品製造業（中間加工業を含む。）（眼鏡資材卸売業を含む。）	百五十七
118	ベつ甲製品卸売業	百五十八
119	ベつ甲製品小売業	百五十九
120	野球用・ソフトボール用グローブ・ミット製造業	百六十
121	万年筆・シャープペンシル・ペン先製造業	百六十一
122	鉛筆製造業	百六十二
123	漆器製造業	百六十三
124	畳製造業（卸・小売業を含む。）	百六十四
125	一般乗合旅客自動車運送業	百六十五
126	一般乗用旅客自動車運送業	百六十六
127	一般貸切旅客自動車運送業	百六十七
128	一般貨物自動車運送業	百六十八
129	特定貨物自動車運送業	百六十九
130	沿海旅客海運業	百七十
131	沿海貨物海運業	百七十一
132	内陸水運業	百七十二

百四十五	靴卸売業
百四十六	履物卸売業（靴を除く。）
百四十七	酒類卸売業
百四十八	干しきのこ卸売業（乾しいたけに限る。）
百四十九	木材・竹材卸売業
百五十	建築材料卸売業（木材・竹材卸売業を除く。）
百五十一	陶磁器質タイル卸売業
百五十二	鉄鋼卸売業
百五十三	家具・建具卸売業（建具卸売業に限る。）
百五十四	陶磁器卸売業
百五十五	漆器卸売業
百五十六	利器工匠具・手道具卸売業
百五十七	手引のこぎり・のこ刃卸売業
百五十八	靴・履物小売業
百五十九	酒小売業
百六十	家具小売業
百六十一	建具小売業
百六十二	建築材料小売業
百六十三	建物売買業
百六十四	旅館・ホテル
百六十五	建築設計業
百六十六	測量業
百六十七	その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る。）
百六十八	普通洗濯業（クリーニング業に限る。）
百六十九	リネンサプライ業
百七十	自動車分解整備業

2

指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十年七月一日から平成二十年九月三十日までとする。